

「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の早期導入に向けた 有線テレビジョン放送事業者等への要請

総務省は、有線テレビジョン放送事業者、電気通信役務利用放送事業者及び社団法人日本ケーブルテレビ連盟に対し、「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の早期導入の検討等について要請を行いました。

1. 経緯

「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たす役割」（情報通信審議会第 5 次中間答申）の中で「地上デジタル放送のみの再送信サービスを導入・提供していくことが必要」と提言されており、また、本年 12 月 1 日に地上デジタル推進全国会議が公表した「デジタル放送推進のための行動計画（第 9 次）」では、「ケーブルテレビ業界として、同サービスの早期導入を推進する」との方向性が示されたところです。

また、総務省のコールセンター等にケーブルテレビ事業者等が加入の勧誘を行う際の丁寧な説明を求める意見等が寄せられています。

これらを踏まえ、総務省では、有線テレビジョン放送事業者、電気通信役務利用放送事業者及び社団法人日本ケーブルテレビ連盟に対して、以下の要請を行いました。

2. 要請の内容

(1) 地上デジタル放送の推進の観点から、「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の早期導入に向け、別表に掲げる導入状況も参考としつつ、視聴者が利用しやすいサービスメニュー、提供条件等を検討すること。

また、同サービスを導入する際、料金に関し契約約款を定め、総務大臣に事前届出を行うとともに、報道発表、契約約款の掲示、ホームページにおける表示又は請求書等へのパンフレットの同封等の方法により、広く同サービスに関する情報提供に取り組むこと。

(2) 視聴者等に誤解を生じることのない適切な営業活動を行うために必要な取組等を行うこと。

特に、「高齢者への勧誘の際の説明が不十分」、「違約金を含む料金やサービスメニューに関する説明が不十分」、「広告内容が紛らわしい」といった苦情・相談が寄せられていることを重視し、ケーブルテレビ業界が策定した営業活動や広告表示に関する統一的な基準（本年 7 月 1 日施行）の遵守を一層徹底すること、営業活動に携わるすべての者が契約の締結前に

契約に係る重要事項を適切に説明できるようにすること、受信者からの苦情・相談に誠実かつ迅速に対応すること等、適切な取組を着実に実施すること。

(別表)「地上デジタル放送のみの再送信サービス」の導入状況

- 本年9月末現在、「地上デジタル放送のみの再送信サービス」等を提供している事業者は、262社(49.0%)^(※1)。

導 入 状 況

| 料 金 ^(※2) | 事業者数 ^(※3) | 割 合 |
|---------------------|----------------------|-------|
| 無 料 | 9 | 4.9% |
| 1円～ 500円 | 20 | 10.9% |
| 501円～1,000円 | 79 | 42.9% |
| 1,001円～1,500円 | 30 | 16.3% |
| 1,501円～2,000円 | 34 | 18.5% |
| 2,001円～2,500円 | 7 | 3.8% |
| 2,501円～ | 1 | 0.5% |

- ※1 有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者のうち自主放送を行う535事業者を対象として調査を行ったもの。上記262社には、次の事業者を含む。
 ・一部の地域のみサービスを提供している事業者。
 ・「地上デジタル放送のみの再送信サービス」を提供していないが、「地上デジタル放送とBSデジタル放送の再送信サービス」を提供している事業者。

※2 STBのレンタル料金を含まない月額料金(税抜き)

※3 「地上デジタル放送のみの再送信サービス」を提供している事業者のうち料金を把握できたものを対象とした。

(連絡先)

情報流通行政局地域放送課

担当：大澤課長補佐、能登部業務係長

電話：(代表) 03-5253-5111 (内線) 5810

(直通) 03-5253-5810

(FAX) 03-5253-5811